



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *57 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 1
- *58 和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「による製造許可を受けた医療用具としての」を「第23条の2の5第1項の規定による製造販売の承認又は同法第23条の2の23第1項の規定による製造販売の認証を受けた医療機器としてのコンドーム及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規定(「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。)は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年11月25日までの間におけるこの規則による改正後の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第3条第6項の規定の適用については、同項中「第23条の2の5第1項」とあるのは「第14条第1項」と、「第23条の2の23第1項」とあるのは「第23条の2第1項」とする。

和歌山県規則第58号

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則(平成18年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」に改める。

第8条中「別表第4項」を「別表第1第4項」に改める。

第9条中「別表第5項」を「別表第1第5項」に改める。

第10条中「別表第6項」を「別表第1第6項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。